

宮崎情報ハイウェイ21帯域等使用許可要領

平成14年8月21日
総合政策部情報政策課

(趣旨)

第1条 この要領は、宮崎情報ハイウェイ21（以下「ハイウェイ21」という。）の帯域（以下「帯域」という。）の使用に関し、宮崎情報ハイウェイ21運営要綱（平成14年8月21日情報政策課定め。以下「要綱」という。）第6条第1項に基づき策定するものであり、要綱に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の意義は、要綱第3条第2号から第4号に定めるもののほか、次の各号に定めるとおりとする。

(1) ハイウェイ21

要綱第3条第1号の規定に関わらず、AP、宮崎県（以下「県」という。）及び県内全市町村を光ファイバケーブルで結ぶ高速・大容量の基幹線ネットワーク網をいう。

(2) 帯域の使用許可

帯域の使用に係る知事の許可（以下「使用許可」という。）をいう。

(3) 行政財産使用許可

帯域の使用に当たり、県庁舎内に機器を設置する場合の県庁舎使用に係る知事の許可（以下「行政財産許可」という。）をいう。

(接続場所)

第3条 ハイウェイ21への接続は、原則としてAPにおいて行うものとする。ただし、県及び市町村が認めた場合には、県及び当該市町村の庁舎において接続できるものとする。

(使用許可の申請（新規）)

第4条 帯域を使用しようとする者は、使用許可を受けなければならない。

2 前項の許可の申請にあたっては、ハイウェイ21使用許可（更新）申請書兼行政財産使用許可申請書（様式第1-1号。以下「使用許可（更新）申請書」という。）、役員等一覧（様式第1-2号）、設置機器等明細書（様式第1-3号）、構築システム説明書（様式第1-4号）、ハイウェイ21使用許可に係る情報公開承諾書（様式第1-5号）その他必要な書類を提出しなければならない。なお、申請者が公共団体その他公共的団体である場合は、役員等一覧の提出は不要とする。

3 申請書の記載方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 接続場所欄

要綱別表を参照の上、接続するAPの名称をすべて記入する。なお、AP以外の県庁舎及び市町村庁舎において接続する場合は、該当庁舎名を記入する。

(2) 使用目的欄

該当する使用目的に○をつける。

(3) 使用の概要欄

できるだけ具体的に記入する。

(4) 使用の期間欄

1～3年の間で記入する。なお、使用の期間が1年を超える場合は、その理由も併せて記入する。

(5) 希望する帯域欄

申請者が希望する帯域を記入する。

(使用変更許可の申請)

第5条 使用者が既に使用許可を受けた目的の範囲内で機器増設や接続仕様等の変更を行う場合には、知事の使用変更許可（以下「使用変更許可」という。）を受けなければならない。

2 前項の使用変更許可の申請にあたっては、ハイウェイ21使用変更許可申請書（兼行政財産使用許可申請書）（様式第2号。以下「使用変更許可申請書」という。）その他必要な書類を提出しなければならない。

3 申請書は、使用許可内容の変更が明らかになるように変更する設置機器、システム、接続仕様等を具体的に記入することとする。

4 前2項のほか、使用変更許可等の手続きについては、第4条の使用許可の申請（新規）の手續を準用する。

(使用許可等の決定)

第6条 知事は、第4条、第5条又は第9条の規定に基づく申請書が提出された場合は、要綱及びこの要領の規定に反せず、かつ次の各号の全てに該当すると判断した場合に、許可を行うこととする。

(1) 県及び市町村の帯域使用に支障を及ぼさないこと。

(2) 申請者が帯域を使用するのに必要な技術力等を有していること。

(3) 各APにおいて機器設置に必要なスペースを確保できること。

2 前項の許可を行うに当たり、申請者に次の各号に定める許可書を交付する。

(1) 使用許可書

ハイウェイ21使用許可（更新）書（兼行政財産使用許可書）（様式第3号）

なお、県庁舎での接続を許可する場合は行政財産許可も行うこととし、使用許可書にその旨の表示を行う。

(2) 使用変更許可書

ハイウェイ21使用変更許可書（様式第4号）

なお、新たな県庁舎での接続が発生する場合や県庁舎の使用に変更が生じる場合等においては、あらためて行政財産許可を行うこととし、使用変更許可書にその旨の表示を行う。

3 使用許可及び行政財産許可の期間は、原則として1年以内とする。ただし、特に知事が必要と認める場合は、これを3年以内とすることができる。なお、年度途中にこれらの許可を行う場合は、その終期はこれらの許可を行った日以降の最初の3月31日まで（使用許可及び行政財産許可の期間が3年以内の場合は、これらの許可の日以降3年以内の3月31日まで）とする。

(使用許可等の条件)

第7条 知事は、使用許可等を行うときには、次の各号に掲げる条件を付すものとする。ただし、使用許可等の内容によっては、その一部を変更することができる。

- (1) 使用許可等に係る権利又は義務を第三者に譲渡、転貸し又は担保の目的に供さないこと。
- (2) 民間APで接続する使用者は、民間APを設置しているiDCの運営主体が定める手続及び指示にも従うこと。
- (3) 県庁舎で接続する使用者は、行政財産許可に係る行政財産(以下「使用財産」という。)を行政財産許可に係る目的及び用途以外に使用しないこと。また使用財産の原状を変更し、又はこれに工作を加えないこと。
- (4) 県庁舎で接続する使用者は、善良な管理者の注意義務をもって使用財産を使用するとともに、使用財産を故意若しくは過失により滅失又は毀損した場合はその損害を賠償すること。
- (5) 使用者の責めに期すべき事由により使用許可が取り消されたときは、使用者が使用財産に投じた有益費その他の費用については、県は負担しないこと。
- (6) 使用期間が満了し更新しないとき、又は使用許可が取り消されたときは、使用財産を原状に復して指定された期日までに引き渡すこと。
- (7) 使用者の都合により使用を中止する場合には、あらかじめ届け出ること。
- (8) 要綱第7条に掲げる行為を行わないこと。
- (9) 県が使用許可の条件に違反する行為を認知した場合に行う勧告に対して適切な対応を行うこと。
- (10) ハイウェイ21の正常な運用を阻害することのないよう、使用者の使用する電気通信機器等の正常な稼働を維持すること。
- (11) 使用者の使用する電気通信機器等に第三者による不正アクセス行為から防御するための必要な措置を講ずることとし、他のネットワーク及び電気通信機器等に支障をきたすことのないよう適切に運用管理すること。
- (12) 使用者の使用する電気通信機器等に起因する通信障害が発生した場合には、迅速に原因調査及び復旧作業を行うこと。
- (13) ハイウェイ21の通信に障害が発生した際、その障害が使用者の使用する電気通信機器等に起因すると推測される場合には、県の指示に基づき迅速に原因調査及び復旧作業を行うこと。
- (14) 使用許可の取消しによって生じた一切の損害について、県はその責を負わないこと。
- (15) 帯域の使用の中断、遅延等が発生しても、その発生の理由のいかんにかかわらず、その結果使用者に生じた一切の損害について、県はその責を負わないこと。
- (16) 帯域の使用に起因して、第三者との間で紛争を生じた場合は、自己の費用と責任において解決するものとし、県はその責を負わないこと。
- (17) 帯域の使用にあたって県から提供を受けた資料等の内容について、秘密の保持に努めること。(前条に規定する使用許可の期間終了後も同様とする。)
- (18) 使用者は、その氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地に変更があったときは、速やかに県に届け出ること。

(使用料)

第8条 帯域の使用料は無料とする。ただし、県庁舎で接続する場合で、県庁舎内に機器を設置する場合は、使用者は次の各号に定める方法による行政財産許可に係る使用料(以下「行政財産使用料」という。)を負担しなければならない。

(1) 行政財産使用料の額

行政財産使用料の額(年額)は、次のアからウに掲げる項目の金額を合算したものととする。

ア 建物使用料

県庁舎に機器を設置する場合の建物使用料(年額)は、設置する機器1台あたり1,000円とする。

イ 電気料

消費電力量1kwh当たりの電気料の年額に設置機器の消費電力の値を乗じて得た額とする。

(ア) 設置する機器の消費電力量1kwh当たりの年額は、県庁4号館の当該年度の4月1日現在の契約における年額に準じる。

(イ) 消費電力は、設置機器の定格出力の値とする。

*算定方法(例) 定格出力が15wの機器の年額電気料(消費電力量1kwh当たりの電気料の年額)×0.015kw

ウ ア及びイに係る消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく消費税及び地方消費税相当額課税額

(2) 行政財産使用料の計算

行政財産使用料の計算は、別に定めがあるものを除くほか、次のアからエまでに定める方法によるものととする。

ア 1年に満たない使用にあっては、月割計算とすること。

イ 1月に満たない使用にあっては、日数による日割計算とすること。

ウ うるう年に係る1年の日数は、365日として計算すること。

エ 1月は、30日として計算すること。

(3) 行政財産使用料の減免

建物使用料は別表「宮崎情報ハイウェイ21の建物使用料の減免基準」の規定により減額又は免除できることとする。なお、電気料は減額又は免除の対象としない。

2 行政財産使用料は、次の各号に定める方法により納付しなければならない。

(1) 行政財産使用料の納入期限

ア 行政財産使用料の納入期限は、原則としてその会計年度の4月30日とする。

ただし、行政財産許可が会計年度の途中になされた場合は、納入義務の発生の日(許可の日)から起算して15日以内の知事が指定する日を納入期限とする。

イ 数箇年度にわたる行政財産許可にあっては、各会計年度ごとに使用料を算定し、各会計年度の4月30日を納入期限とする。

(2) 行政財産使用料の納付

使用者は、行政財産使用料を知事の発行する納入通知書により、納入期限までに納付しなければならない。なお、原則として納付した使用料は、返還しないので留意すること。ただし、使用者の責めに帰すことができない事由により、使用許可を取り消されたときは、この限りでない。

(使用許可の更新)

第9条 使用者は、現に受けている使用許可又は使用変更許可と同一の内容及び条件（建物使用料及び電気料の金額は除く。）で引き続き使用する場合は、当該使用許可又は使用変更許可満了の15日前までに使用許可（更新）申請書を提出しなければならない。

2 前項に定めるほか、使用許可の更新の申請は、第4条の使用許可の申請（新規）の手続を準用する。ただし、既に提出している書類等の内容に変更がない場合に限り、書類等（使用許可（更新）申請書を除く。）の提出を省略することができる。

(使用許可等の取消し)

第10条 県は第4条、第5条又は第9条の規定に基づく申請内容に虚偽がある場合、申請内容と実際の使用内容が異なる場合、要綱及びこの要領の規定に該当しなくなった場合又は第7条に定める許可の条件に違反する行為を認知した場合は、使用者に対し是正又は違反行為の中止に係る勧告を行い、これに従わない場合には、その使用許可等を取り消すことができる。

なお、この使用許可等の取消により発生した使用者の損害について、県は一切の責任を負わない。

(ハイウェイ21への接続方法)

第11条 ハイウェイ21への接続はイーサネット接続とし、AP、AP以外の県庁舎及び市町村庁舎に設置されているハイウェイ21のスイッチのイーサネット接続ポートに、自ら回線を引き込み又は電気通信事業者のイーサネット接続サービスを通じて接続する。

(ハイウェイ21への接続仕様)

第12条 APでのハイウェイ21への接続仕様は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 接続場所

AP（要綱別表のAPの名称及び所在地を参照）

(2) 接続インタフェース

イーサネット（スイッチに収容）

ア 方式 10BASE-T、100BASE-TX、1000BASE-T

イ 接続ケーブル種類 UTPケーブル（カテゴリ5e以上）

ウ コネクタ形状 RJ45

(3) 接続インタフェースに関する注意事項

ア 接続インタフェースは、原則として1申請者・1接続場所ごとに1インタフェースまで可能とする。複数のインタフェースを希望する場合は、別途協議する。

イ 接続に必要な電気通信事業者の回線サービスや設置する電気通信機器の使用料等は、使用者の負担とする。

(4) 設置機器の条件

ハイウェイ21に接続するために各APに持ち込む機器の条件は、次のとおりとする。

ア 19インチラックに搭載可能であること。

イ 電源は、一般商用AC100V対応であること。

ウ 消費電力は、持ち込み機器全体で500VA以内であること。

エ コンセントの形状は、平行2極又は平行2極アース付であること。

オ 機器・ケーブル類（電源ケーブル含む）は、その設置者（使用者）・接続先がわかるようラベル等で表示をすること。

（5）責任分界点

ハイウェイ21と使用者との責任分界点は、ハイウェイ21が用意するインターフェースとし、インタフェースに接続するケーブルから使用者側は、使用者の責任において管理すること。

2 AP以外の県庁舎及び市町村庁舎でのハイウェイ21への接続仕様は、前項の第2号から第5号までの規定を準用する。なお、前項の規定を準用することに支障があると認められる場合には、県及び市町村と協議の上、見直すことができるものとする。

（連絡体制）

第13条 県から使用者への連絡は、原則として設置機器等明細書（様式第1-3号）に記載されたシステム管理者にメールにて行う。

また、使用者は、システム管理者又は事務担当者の氏名、連絡先、メールアドレス等及び使用団体の住所、名称及び連絡先などに変更があった場合は、県及びNOCに速やかに報告しなければならない。

（管理運営）

第14条 ハイウェイ21の帯域は、第15条及び第16条に規定する場合を除き、常時使用できるものとする。

2 APへの入室は原則として禁止する。ただし、電気通信機器等の設置・調整等を行うために県APへ入室する必要がある場合は、事前に県の許可を得なければならないものとする。

（運用又は使用の停止）

第15条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合には、ハイウェイ21の運用を停止することができる。

（1）ハイウェイ21の設備の保守又は工事上停止が必要な場合

（2）ハイウェイ21の設備の障害が生じた場合

（3）火災、停電等によりハイウェイ21の運用ができなくなった場合

（4）地震、噴火、洪水、津波等の天災によりハイウェイ21の運用ができなくなった場合

（5）動乱、暴動、騒乱等によりハイウェイ21の運用ができなくなった場合

2 前項のほか、使用者の電気通信機器等に障害が発生し、ハイウェイ21の全体又は一部に支障を与えるおそれがあると県が判断した場合には、当該使用者の使用を停止することができる。

3 県は、前2項の規定によりハイウェイ21の運用又は使用を停止するときは、あらかじめその旨を使用者に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

（運用の制限）

第16条 県は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると判断される場合には、ハイウェイ21の使用を制限する措置をとることができる。

2 前項以外であっても、県が自ら行う行政目的の使用のため又は運用上必要な場合は、ハイウェイ 21 の使用を制限することができる。

(責任の制限)

第 17 条 県は、ハイウェイ 21 の使用許可の取消し又は運用の停止及び制限などによって使用者又は第三者に生じた損害又は損失については、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を負わないものとする。

2 使用者がハイウェイ 21 の使用によって他の使用者又は第三者に対して損害又は損失を与えた場合、県は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を負わないものとする。

3 県は、使用者がハイウェイ 21 を通じて受発信する情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証責任も負わないものとする。

4 県は、使用者がハイウェイ 21 に接続するためのいかなる機器、ソフトウェアについても、その動作保証を一切行わないものとする。

(損害賠償の請求)

第 18 条 使用者が違法、不正又は要綱及びこの要領に反してハイウェイ 21 を使用し、それにより県に損害を与えた場合、使用者はその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第 19 条 要綱及びこの要領に定めのない事項については、情報政策課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 14 年 8 月 21 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 24 年 5 月 7 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 24 年 5 月 6 日までに改正前の要領に基づき提出された使用許可申請書若しくは使用変更許可申請書又は使用許可若しくは使用変更許可は、改正後の要領に基づく使用許可申請書若しくは使用変更許可申請書又は使用許可若しくは使用変更許可とみなす。

附 則

この要領は、平成 25 年 10 月 8 日から施行する。

(別表)

宮崎情報ハイウェイ 2 1 の建物使用料の減免基準

事 案	減免率
1 公共団体及び公共的団体その他の者において県の事務又は事業に直接関連のある公益を目的とした事務、事業の用に直接するために使用するとき。 〔法令に基づき設立している団体及び法令等に基づき県が援助するものとされている団体又は補助金を毎年交付されている団体が使用するとき〕	5/10以内
2 公の学術調査、研究、施策等の普及宣伝その他の公共目的のために行われる事業の用に供するために1年以内使用するとき。	10/10以内

※機器設置に伴う電気料は、減額又は免除にならないので留意すること。

- ・ 「公共団体」とは、法令の規定に基づきその存立の目的を与えられている法人で、目的が公共性を持ち、かつ、一般的には公権力行使の機能があり、目的遂行が義務づけられている法人をいい、道路公社、土地開発公社、土地改良区などの法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる法人がこれに該当する。
- ・ 「公共的団体」とは、農業協同組合、森林組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、日本赤十字社、交通安全協会等の社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育協会、青少年育成会等の文化事業団体又は町村会、土木振興会等の行政関連団体などの公共的な活動を営むものをいい、公法人でも私法人でもよく、また、法人でなくてもよい。